

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 41 R1
提出年月日	令和3年12月10日

加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別 41 R0】の改訂版（R1）である。
改訂内容は以下のとおり。

- 【濃縮個別 30 加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料】の修正内容を反映した（添付1参照）。
- 本条文への適合に係る機器が、【濃縮個別 30】より、施設共通の設計方針により適合させることの説明を追加した（本文、添付1参照）。
- 事業変更許可申請書で記載した設備のうち、本条文への適合に係る機器が、【濃縮個別 30】に基づく設工認申請書での記載グレードの分類の結果より、基本設計方針にて機器を包含した記載とすることの説明を追加した（本文参照）。
- 本施設で加工規則第七条の九（防護措置）に基づく措置等により、技術基準規則の要求事項に対して適合することの説明を追加した（本文参照）。
- 適合説明書の記載に本施設と再処理施設で差異がある箇所の補足説明にて、本施設で加工規則第七条の九（防護措置）での要求事項は無いが、本条文への適合を図るために設置する機器があることを明確化した（添付2参照）。

※【濃縮個別 41 R0】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要 1
 2. 本条文への適合確認対象の選定, 申請内容及び適合説明の方針 1
 3. 本条文への適合について 1
- 添付 1 申請対象設備の「技術基準規則 第 9 条 加工施設への人の不法な侵入等の防止」
への適合要否及び既認可からの変更について
- 添付 2 変更内容に係る補足説明事項について

1. 概要

本資料は、第5回申請の【加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書】（以下「説明書」という。）において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

2. 本条文への適合確認対象の選定、申請内容及び適合説明の方針

本条文への適合を図る人の不法な侵入等の防止に係る機器は、【濃縮個別30加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料】にて、新共通06で示す記載グレード「②-b」に分類している（記載グレード①「仕様表対象設備」及び②-a「基本設計方針に個別名称を記載する設備」に該当せず、事業変更許可申請書の内容を踏まえた設計方針を基本設計方針にて示すもの）。

本条文に対する防護設計は、設工認申請書の基本設計方針にて本条文への適合性を示し、人の不法な侵入等の防止に係る機器を含めた施設共通の設計方針として整理する。本条文への適合性に係る整理結果を添付1に示す。

3. 本条文への適合について

全社共通の方針として、加工規則第七条の九（防護措置）（再処理施設の場合は、再処理規則第十六条の三）に基づく措置等を実施することで、本条文の要求事項を示すことができるため、設工認申請書の説明書において、本条文の要求事項へ適合するための措置として、以下の①～⑦の措置を記載している。

- ①物理的障壁による防護等
- ②出入管理
- ③車両の管理
- ④通信及び連絡
- ⑤持込み点検
- ⑥不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策
- ⑦核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対策

本条文の要求事項と上記措置の関係を整理し、上記措置により本条文の要求事項を満たすことを明確にしたものを補足表1に示す。

補足表1 技術基準規則要求事項と適合のための防護措置等の関係

技術基準規則第九条の要求事項 (事業許可基準規則の要求事項を含む)	要求事項への適合のための防護措置*
加工施設への人の不法な侵入の防止	①物理的障壁による防護等 (壁等の障壁, 施錠管理等)
	②出入管理 (立入時の証明書確認等)
	④通信及び連絡 (不法侵入等発生時に用いる通信連絡設備の配備)
加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する 物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損 傷するおそれがある物件が持ち込まれること の防止	③車両の管理 (車両立入時の証明書確認等)
	⑤持込み点検 (施設外からの不正な物件の持込みを防止するための 持込み点検)
	④通信及び連絡 (不法侵入等発生時に用いる通信連絡設備の配備)
不正アクセス行為の防止	①物理的障壁による防護等 (施錠管理による情報システムへの不法接近防止)
	④通信及び連絡 (不法侵入等発生時に用いる通信連絡設備の配備)
	⑥不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)の防止対 策 (外部アクセスの遮断措置等)
敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動 又は妨害破壊行為の防止	④通信及び連絡 (不法侵入等発生時に用いる通信連絡設備の配備)
	⑦核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対 策 (核物質防護上の措置が必要な区域の出口への核燃料 物質の持ち出し検知器の設置等)

また、説明書での申請内容に関する補足説明を添付2*に示す。適合説明の記載については、本施設と再処理施設、MOX加工施設で横並びをとる方針としていることから、添付2においては、再処理施設の説明内容も併記して示し、相違点がある箇所についてはその理由を説明する。

※補足表1に示す技術基準規則第九条への適合方法①～⑦の措置と添付2に示す本施設における説明書の記載事項は以下のとおり整合させている。

①物理的障壁による防護等	添付2	3.1項
②出入管理	添付2	3.2項
③車両の管理	添付2	3.3項
④通信及び連絡	添付2	3.4項
⑤持込み点検	添付2	4.項
⑥不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)の防止対策	添付2	5.項
⑦核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対策	添付2	3.5項

添付 1

申請対象設備の「技術基準規則 第9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止」への適合要否及び既認可からの変更について

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第九条	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
101	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	工服用モニタHF濃度高によるUF ₀ 漏えい拡防止のインターロック（2号均質槽）	—	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号工服用モニタ（番号84）※ ※当該検出器については、番号118、122のインターロックと共用	—	同上
102	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽故障による均質槽加熱停止インターロック（2号均質槽）	—	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・減圧槽内圧力計（番号133） ・減圧槽入口配管温度計（番号134）	—	同上
103	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック（2号均質槽）	—	—	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号局所排風機（番号211）	—	同上
104	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質槽槽内圧力異常高による運転停止のインターロック（2号均質槽）	—	6	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽内圧力計（番号89）	—	同上
105	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号均質槽）	—	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）（番号90） ・均質槽内温度計（番号91）	—	同上
106	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	UF ₀ シリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック（2号均質槽）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号均質槽（番号79）	—	同上
107	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時のUF ₀ 漏えい防止インターロック（2号均質槽）	—	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	—	同上
108	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	重量異常高による過充填防止のインターロック（2号均質槽）	—	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽シリンダ重量計（番号92）	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

【第5回申請】													今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方	
番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	第九條	○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） 一：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。		
109	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号均質槽）	—	12	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインター ロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力 計（製品シリンダ槽入口圧力計） （番号93） ・中間製品容器内圧力計（均質槽入 口圧力計）（番号90）	—	同上		
110	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号製品シリンダ 槽）	—	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力 計（製品シリンダ槽入口圧力計） （番号93） ・製品シリンダ槽（F）内温度計（番 号94）	—	同上		
111	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	—	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、 23等のインターロックと共用	—	同上		
112	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	—	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・製品シリンダ槽シリンダ重量計 （番号95）	—	同上		
113	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号製品シリンダ 槽）	—	3	式	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計（均質槽入 口圧力計）（番号90） ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力 計（製品シリンダ槽入口圧力計） （番号93）	—	同上		
114	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号原料シリンダ 槽）	—	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力 計（原料シリンダ槽入口圧力計） （番号96） ・原料シリンダ槽内温度計（番号 97）	—	同上		

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第九条	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
115	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号原料シリンダ槽）	—	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、 23等のインターロックと共用	—	同上
116	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック（2号原料シリンダ槽）	—	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・原料シリンダ槽シリンダ重量計 （番号98）	—	同上
117	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号原料シリンダ 槽）	—	1	式	5	新設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計（均質槽入 口圧力計）（番号90）	—	同上
118	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	工程用モニタHF濃度高によるUF ₆ 漏えい拡大防止のインターロック（2号サンプル 小分け装置）	—	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るイン ターロック 検出器 ・2号工程用モニタ（番号84）※ ※当該検出器については、番号101、 122のインターロックと共用	—	同上
119	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック（2号サンプル小分け装 置）	—	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るイン ターロック 検出器 ・2号局所排風機（番号211）	—	同上
120	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	サンプルシリンダ圧力異常高又は小分け装置温度異常高による加熱停止のイン ターロック（2号サンプル小分け装置）	—	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るイン ターロック 検出器 ・サンプルシリンダ内圧力計（番号 99） ・加熱箱温度計（番号100）	—	同上
121	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	—	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るイン ターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、 23等のインターロックと共用	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												不法侵入等防止	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
122	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	工程用モニタHF濃度高によるUF ₀ 漏えい拡大防止のインターロック（2号局所排気装置）	—	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器 ・2号工程用モニタ（番号84）※ ※当該検出器については、番号101、118のインターロックと共用	—	同上
123	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時のUF ₀ 漏えい防止インターロック（2号局所排気装置）	—	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	—	同上
124	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号均質バージ系コールドトラップ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		—	同上
125	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号減圧槽	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		—	同上
126	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号均質バージ系ケミカルトラップ（NaF）	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	1G		—	同上
127	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号均質バージ系ケミカルトラップ（Al ₂ O ₃ ）	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第1類		—	同上
128	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号均質バージ系プースタポンプ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		—	同上
129	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号均質バージ系ロータリポンプ	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上
130	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	主要配管（均質バージ系）	2号発回均質棟	—	式	5	既設	非安重	1G		—	同上
131	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	均質バージ系コールドトラップ内圧力計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	同上
132	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	均質バージ系コールドトラップ内温度計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	同上
133	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	減圧槽内圧力計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		—	同上
134	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	減圧槽入口配管温度計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		—	同上
135	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号均質バージ系コールドトラップ）	—	2	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・均質バージ系コールドトラップ内圧力計（番号131） ・均質バージ系コールドトラップ内温度計（番号132）	—	同上
136	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号均質バージ系コールドトラップ）	—	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第九条	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
137	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号均質バージ系 コールドトラップ）	—	1	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口 圧力計）（番号90）	—	同上
138	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック（2号均質バージ系ロータリ ポンプ）	—	4	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バージ系ロータリポンプに係るインターロック 検出器 ・2号均質バージ系ロータリポンプ （番号129）	—	同上
139-1	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	カバー	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	1G		—	同上
139-2	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	シート	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	第3類		—	同上
143	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	—	—	5	既設	非安重	—		—	同上
144	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 30B	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	—	—	5	改造	非安重	—		—	同上
145	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器	2号発回均質棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	21	本	5	改造	非安重	—		—	同上
146	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	原料シリンダ置台（充填）	Aウラン貯蔵庫	228	組	5	既設	非安重	第1類		—	同上
147	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	製品シリンダ置台（充填）	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	300	組	5	既設	非安重	第1類		—	同上
148	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	廃品シリンダ置台（充填）	Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	750	組	5	既設	非安重	第1類		—	同上
149	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	中間製品容器置台	1号発回均質棟 2号発回均質棟	46	組	5	既設	非安重	第1類		—	同上
150	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器置台	2号発回均質棟	21	組	5	既設	非安重	第1類		—	同上
151	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（A）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック （1.2m） *停電時のシリンダ保持機能	—	同上
152	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（B）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック （1.2m） *停電時のシリンダ保持機能	—	同上
153	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（C）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック （1.2m） *停電時のシリンダ保持機能	—	同上
154	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（D）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック （1.2m） *停電時のシリンダ保持機能	—	同上
155	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（E）	搬出入棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック （1.2m） *停電時のシリンダ保持機能	—	同上
156	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（G）	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック （1.2m） *停電時のシリンダ保持機能	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第九条	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
157	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (H)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	同上
158	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (I)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	同上
159	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (J)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	同上
160	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (K)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	同上
161	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (L)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	同上
162	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (M)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	同上
163	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (N)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	同上
164	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (O)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	同上
165	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (P)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	同上
166	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	均質室天井走行クレーン	1号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	同上
167	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	2号発回均質室天井走行クレーン	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	同上
168	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬出入台車	ウラン貯蔵・廃棄物建屋	1	台	5	既設	非安重	第1類		-	同上
169	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬送台車	ウラン濃縮建屋 ウラン貯蔵・廃棄物建屋	5	台	5	既設	非安重	第1類		-	同上
214	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	洗缶廃水貯槽	中央操作棟	4	基	5	既設	非安重	1G		-	同上
215	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	凝集槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	同上
216	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	管理廃水処理脱氷機	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	同上
217	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	脱水ろ液タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	同上
218	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	凝集槽送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	同上
219	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	脱水機凝集液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	同上
220	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	主要放射性廃水配管 (高放射性廃水処理系)	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	1G		-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												不法侵入等防止	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
221	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	堰A	中央操作棟	—	—	5	既設	非安重	第2類		—	同上
222	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	堰B	中央操作棟	—	—	5	既設	非安重	第2類		—	同上
223	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	凝集槽液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	同上
224	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	脱水の液タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	同上
225	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	受入れ停止による漏えい防止機能（凝集槽）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	凝集槽に係るインターロック 検出器 ・凝集槽液位計（番号223）	—	同上
226	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	受入れ停止による漏えい防止機能（脱水の液タンク）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	脱水の液タンクに係るインターロック 検出器 ・脱水の液タンク液位計（番号224）	—	同上
227	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	分析廃水ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上
228	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1廃水調整ピット	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上
229	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上
230	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第2反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上
231	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	凝集沈殿槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上
232	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	汚泥タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上
233	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	凝沈処理水ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上
234	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	砂ろ過塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上
235	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	管理廃水処理第1活性炭吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上
236	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	マイクロフィルタ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上
237	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器循環タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												不法侵入等防止	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
238	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
239	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器逆洗タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
240	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過水pH調整タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
241	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器処理水タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
242	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	弗素吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
243	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ウラン吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
244	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	イオン交換樹脂塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
245	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	中和タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
246	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1処理水ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
247	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	再生廃液ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
248	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	脱水ろ液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
249	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	分析廃水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
250	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1反応タンク送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
251	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	管理廃水処理脱水機送泥ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
252	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	砂ろ過塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
253	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
254	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器逆洗ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
255	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	弗素吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
256	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1処理水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												不法侵入等防止	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
257	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	再生廃液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
258	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	主要放射性廃水配管（低放射性廃水処理系）	中央操作棟	－	式	5	既設	非安重	第3類		－	同上
259	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	堰C	中央操作棟	－	－	5	既設	非安重	第2類		－	同上
260	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	堰D	中央操作棟	－	－	5	既設	非安重	第2類		－	同上
261	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	分析廃水ビット液位スイッチ	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
262	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1廃水調整ビット液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
263	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	汚泥タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
264	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	漏えい防止機能（廃水液面異常高警報）（分析廃水ビット）	－	－	式	5	既設	非安重	第3類	分析廃水ビットに係るインターロック 検出器 ・分析廃水ビット液位スイッチ（番号261）	－	同上
265	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	漏えい防止機能（廃水液面異常高警報）（第1廃水調整ビット）	－	2	式	5	既設	非安重	第3類	第1廃水調整ビットに係るインターロック 検出器 ・第1廃水調整ビット液位計（番号262）	－	同上
266	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	受入れ停止による漏えい防止機能（汚泥タンク）	－	－	式	5	既設	非安重	第3類	汚泥タンクに係るインターロック 検出器 ・汚泥タンク液位計（番号263）	－	同上
267	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	手洗廃水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
268	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第2廃水調整ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
269	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	管理廃水処理第2活性炭吸着塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
270	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第2処理水ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
271	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
272	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第2処理水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D/B区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												不法侵入等防止	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
273	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	2号発回均質室廃水ビット1	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	2号発回均質室廃水ビット2	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	2号発回均質室廃水ビット3	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	2号発回均質室廃水ビット4	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	主要放射性廃水配管（非放射性廃水処理系）	中央操作棟 渡り廊下 2号発回均質棟	-	式	5	既設	非安重	第3類		-	同上
278	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	液体廃棄物保管廃棄区画	中央操作棟	-	-	5	既設	非安重	第3類		-	同上
279	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	液体廃棄物保管廃棄区画（1F;ボンベ置台）	2号発回均質棟	58	基	5	既設	非安重	第3類		-	同上
280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水タンク	中央操作棟	1	基	5	撤去	-	-		-	撤去機器のため対象外とする。
281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	撤去	-	-		-	同上
282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰（ホットランドリー室）	中央操作棟	-	-	5	撤去	-	-		-	同上
283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水配管	中央操作棟	-	式	5	撤去	-	-		-	同上
284	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（付着ウラン回収設備）	主要配管（1F;発生・供給系）（RE-2）	中央操作棟 1号発回均質棟 渡り廊下 2号発回均質棟	-	式	5	撤去	-	-		-	同上
285	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（付着ウラン回収設備）	主要配管（回収系）（RE-2）	中央操作棟 1号発回均質棟 渡り廊下 2号発回均質棟	-	式	5	撤去	-	-		-	同上
286	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（Aウラン濃縮廃棄物室）	Aウラン濃縮廃棄物建屋	-	-	5	既設	非安重	第3類		-	人の不法な侵入等の防止に係る適合は、個々の機器及び核物質防護等に係る運用として実施しており、施設共通の防護設計にて適合を示すことから、設工認申請書で示す設備リストの条文適合対象の欄では、個別の機器の適合性を「-」、施設共通の適合性を「○」と示す。
287	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（Bウラン濃縮廃棄物室）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	-	-	5	既設	非安重	第3類		-	同上
288	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（Cウラン濃縮廃棄物室）	使用済遠心機保管建屋	-	-	5	既設	非安重	第3類		-	同上
289	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（Dウラン濃縮廃棄物室）	使用済遠心機保管建屋	-	-	5	既設	非安重	第3類		-	同上
290	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（使用済遠心機保管室）	使用済遠心機保管建屋	-	-	5	既設	非安重	第3類		-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												不法侵入等防止	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） -：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
291	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（Cウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア））	ウラン貯蔵・廃棄物庫	-	-	5	撤去	-	-		-	撤去機器のため対象外とする。
303	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	HFセンサ	中央操作棟 2号発回均質棟 1号発回均質棟 2号カスケード棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	30	台	5	新設	非安重	1G, 第2類		-	人の不法な侵入等の防止に係る適合は、個々の機器及び核物質防護等に係る運用として実施しており、施設共通の防護設計にて適合を示すことから、設工認申請書で示す設備リストの条文適合対象の欄では、個別の機器の適合性を「-」、施設共通の適合性を「○」と示す。
304	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタA	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類		-	同上
305	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタB	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類		-	同上
317	その他の加工施設	非常用設備	自動火災報知設備（均質槽防護カバー内の感知器）	2号発回均質棟	-	式	5	新設	非安重	第3類		-	同上
318	その他の加工施設	非常用設備	温度センサ	2号発回均質棟 1号発回均質棟	22	台	5	新設	非安重	1G		-	同上
322	その他の加工施設	非常用設備	火災防護板	2号発回均質棟 1号発回均質棟	-	式	4.5	新設	非安重	第3類		-	同上
327	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	ハロンボンベ（2号中間室、2号発回均質室用）	中央操作棟 渡り廊下	19	本	5	新設	非安重	第3類		-	同上
328	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	ハロンボンベ（1号均質室用）	1号発回均質棟	4	本	5	新設	非安重	第3類		-	同上
329	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	主要配管（ハロン消火系）	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	-	式	5	新設	非安重	第3類		-	同上
330	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	二酸化炭素ボンベ（2号中間室用）	中央操作棟 渡り廊下	22	本	5	新設	非安重	第3類		-	同上
331	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	二酸化炭素ボンベ（2号発回均質室用）	中央操作棟 渡り廊下	25	本	5	新設	非安重	第3類		-	同上
332	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	二酸化炭素ボンベ（1号均質室用）	1号発回均質棟	7	本	5	新設	非安重	第3類		-	同上
333	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	主要配管（二酸化炭素消火系）	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	-	式	5	新設	非安重	第3類		-	同上
334	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物（ウラン濃縮建屋）	-	-	-	5	改造	非安重	第3類		-	同上
335	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物（ウラン貯蔵・廃棄物建屋）	-	-	-	5	改造	非安重	第3類		-	同上
352	その他の加工施設	核燃料物質の検査設備	サンプル保管戸棚	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第2類		-	同上
358	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計A	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類		-	同上
359	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計B	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類		-	同上
360	その他の加工施設	洗缶設備	洗缶架台	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	同上
361	その他の加工施設	除染設備	除染ハウス	中央操作棟	1	式	5	改造	非安重	第3類		-	同上
362	その他の加工施設	除染設備	除染排気処理装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類		-	同上
363	その他の加工施設	除染設備	除染排風機	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類		-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												不法侵入等防止	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
364	その他の加工施設	除染設備	主要除染ダクト	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	第2類		—	同上
365	その他の加工施設	除染設備	ドライクリーニング装置	中央操作棟	1	台	5	撤去	—	—		—	撤去機器のため対象外とする。
366	その他の加工施設	通信連絡設備（所内通信連絡設備）	ページング装置	事務所、工場等	99	台	5	既設	非安重	第3類		—	人の不法な侵入等の防止に係る適合は、個々の機器及び核物質防護等に係る運用として実施しており、施設共通の防護設計にて適合を示すことから、設工認申請書で示す設備リストの条文適合対象の欄では、個別の機器の適合性を「-」、施設共通の適合性を「○」と示す。
367	その他の加工施設	通信連絡設備（所内通信連絡設備）	所内携帯電話	—	187	台	5	既設	非安重	第3類		—	同上
368-1	その他の加工施設	通信連絡設備（所内通信連絡設備）	業務用無線設備（アナログ式）	事務所、工場等	33	台	5	既設	非安重	第3類		—	同上
368-2	その他の加工施設	通信連絡設備（所内通信連絡設備）	業務用無線設備（デジタル式）	事務所、工場等	35	台	5	既設	非安重	第3類		—	同上
369	その他の加工施設	通信連絡設備（所外通信連絡設備）	緊急時電話回線	事務所	13	回線	5	既設	非安重	第3類		—	同上
370	その他の加工施設	通信連絡設備（所外通信連絡設備）	ファクシミリ装置	事務所等	4	台	5	既設	非安重	第3類		—	同上
371	その他の加工施設	通信連絡設備（所外通信連絡設備）	携帯電話	—	29	台	5	既設	非安重	第3類		—	同上
372	その他の加工施設	通信連絡設備（所外通信連絡設備）	衛星電話	事務所、工場等	5	台	5	既設	非安重	第3類		—	同上
373	その他の加工施設	緊急時対策所	緊急時対策所（事業部対策本部室）	—	—	—	5	既設	非安重	第3類		—	同上
374	その他の加工施設	中央制御室	中央制御室	—	—	—	5	既設	非安重	第3類		—	同上
378	その他の加工施設	溢水防護設備	遮断弁	中央操作棟	—	式	5	新設	非安重	1G		—	同上
379	その他の加工施設	溢水防護設備	被水防護板	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	第3類		—	同上
380	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰（固定式）	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 1号カスケード棟	—	—	5	新設	非安重	1G		—	同上
381	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰（着脱式）	中央操作棟	—	—	5	新設	非安重	1G		—	同上
382	その他の加工施設	電巻防護設備	電巻防護扉	2号発回均質棟	1	基	5	新設	非安重	第3類		—	同上
383	その他の加工施設	電巻防護設備	電巻防護板（A、B）	2号発回均質棟	2	基	5	新設	非安重	第3類		—	同上

添付 2

変更内容に係る補足説明事項について

【第5回申請】

ウラン濃縮加工施設 設工認申請書	再処理施設 規制ヒアリング資料（令和3年9月28日規制ヒアリング資料）	補足説明
<p>1. 概要 本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第9条に基づき、本施設への人の不法な侵入等の防止について説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 本施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、<u>（注1）</u>出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。 核物質防護上の措置が必要な区域については、 <u>（注1）本施設は、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、本施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。</u> また、本施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。 さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けられないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。 <u>（注2）</u></p> <p>3. 本施設への人の不法な侵入の防止方法について 本施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を以下のとおり実施し防止する。<u>（注3）</u></p>	<p>1. 概要 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」第9条に基づき、再処理施設への人の不法な侵入等の防止について説明するものである。</p> <p>2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 再処理施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、<u>監視</u>、<u>（注1）</u>出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。 核物質防護上の措置が必要な区域については、<u>接近管理及び出入管理を確実に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、（注1）核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。</u> また、再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。 さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けられないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。 <u>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。（注2）</u></p> <p>3. 再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について 再処理施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を以下のとおり実施し防止する。</p>	<p>（注1）下線部は、再処理施設、MOX加工施設の核物質防護上の要求事項であり、本施設の核物質防護上の要求事項ではないことから記載しない。^{*1} なお、本施設においては、技術基準規則の要求事項「人の不法な侵入の防止するための適切な措置」に対して、障壁による防護、巡視等の措置の実施により適合している。</p> <p>^{*1}：本施設においては、核物質防護上の要求事項はないが、自主的な核セキュリティ強化の措置として、監視に関連する機器を設置する。</p> <p>（注2）再処理施設、MOX加工施設は、人の不法な侵入等の防止に係る設備で共用する設備があるが、本施設で他施設と共用する設備はないことから記載しない。</p> <p>（注3）再処理施設、MOX加工施設の規制庁ヒアリング結果（令和3年9月28日実施）を反映（「実施し」を削除）。</p>

※赤字で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

ウラン濃縮加工施設 設工認申請書	再処理施設 規制ヒアリング資料 (令和3年9月28日規制ヒアリング資料)	補足説明
<p>3.1 物理的障壁による防護等</p> <p>本施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、<u>監視</u>、^(注1) 出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>3.2 出入管理</p> <p>業務上常時立ち入ろうとする者（以下「常時立入者」という。）については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に立入りを認めたことを証明する書面等（以下「証明書等」という。）を発行し、立入りの際に所持させ、それをを用いて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせる。</p> <p>常時立入者以外の者については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、立入りの際に所持させ、それをを用いて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせ、さらに防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域に立ち入る場合には、当該区域内において常時立入者を同行させ、防護のために必要な監督を行う。</p> <p>3.3 車両の管理</p> <p>業務用の車両として濃縮・埋設事業所に立ち入る車両については、事前にその立入りの必要性を確認の上、証明書等を発行し、立入りの際に掲示させる。なお、業務用の車両以外の車両の濃縮・埋設事業所への立入りを原則禁止^{*1}する。</p> <p>^{*1}: 当該区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、本施設への人の不法な移動並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為の防止に支障がないと認められるものを除く。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>^(注4)</p>	<p>3.1 物理的障壁による防護等</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、<u>監視</u>、^(注1) 出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>3.2 出入管理</p> <p>業務上常時立ち入ろうとする者（以下「常時立入者」という。）については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に立入りを認めたことを証明する書面等（以下「証明書等」という。）を発行し、立入りの際に所持させ、それをを用いて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせる。</p> <p>常時立入者以外の者については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、立入りの際に所持させ、それをを用いて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせ、さらに防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域に立ち入る場合には、当該区域内において常時立入者を同行させ、防護のために必要な監督を行う。</p> <p>3.3 車両の管理</p> <p>業務用の車両として再処理事業所に立ち入る車両については、事前にその立入りの必要性を確認の上、証明書等を発行し、立入りの際に掲示させる。なお、業務用の車両以外の車両の再処理事業所への立入りを原則禁止[*]する。</p> <p>[*]: 当該区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、再処理施設への人の不法な移動並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為の防止に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>3.4 探知施設</p> <p><u>防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域における監視を確実に行うため、監視装置による監視をモニター及び大型表示装置により集中的に行うことのできる見張人の詰所を設ける。</u></p> <p><u>防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域への人の侵入を確認することができる侵入検知器や監視カメラ等の監視装置により監視を行う。</u>^(注4)</p>	<p>(注4) 下線部の探知施設に係る項は、再処理施設、MOX加工施設の核物質防護上の要求事項であり、本施設の核物質防護上の要求事項ではないことから記載しない。^{*2}</p> <p>なお、本施設においては、技術基準規則の要求事項「人の不法な侵入の防止するための適切な措置」に対して、障壁による防護、巡視等の措置の実施により適合している。</p>

※赤字で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

ウラン濃縮加工施設 設工認申請書	再処理施設 規制ヒアリング資料 (令和3年9月28日規制ヒアリング資料)	補足説明
<p>3.4 通信及び連絡 核物質防護上の措置が必要な区域への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為があった際に、核物質防護措置に係る関係機関への通信及び連絡を迅速かつ確実に行うために、通信及び連絡ができる PHS 及び固定電話等を配備する。</p> <p>3.5 核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対策 敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動への対策については、核燃料物質の移動を行う前に所定の手続きに基づき承認を得ること、また、核物質防護上の措置が必要な区域の出口において、核燃料物質の不法な持ち出しを確認するための検知器を配備すること等とする。 敷地内の人による妨害破壊行為への対策については、「3.2 出入管理」に定める核物質防護上の措置が必要な区域に立ち入る者に対して証明書等を発行し、立入りの際に所持させ、それを用いて出入管理の措置を実施する。<u>(注5)</u></p> <p>4. 持込み点検 本施設外からの不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(注6)</u></p>	<p>3.5 通信及び連絡 核物質防護上の措置が必要な区域への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為があった際に、核物質防護措置に係る関係機関への通信及び連絡を迅速かつ確実に行うために、通信及び連絡ができる PHS 及び固定電話等を配備する。</p> <p>4. 持込み点検 再処理施設外からの不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行う。 また、<u>防護された区域において、金属を探知することができる装置を用いて点検を行う。</u><u>(注6)</u></p>	<p>*2：本施設においては、核物質防護上の要求事項はないが、自主的な核セキュリティ強化の措置として、探知施設に関連する機器を設置する。</p> <p>(注5) 再処理施設、MOX 加工施設の規制庁ヒアリング結果（令和3年9月28日実施）を反映（3.5 項として、「核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対策」を追加）。</p> <p>(注6) 下線部は、再処理施設、MOX 加工施設の核物質防護上の要求事項であり、本施設の核物質防護上の要求事項ではないことから記載しない。^{*3} なお、本施設においては、技術基準規則の要求事項「不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための適切な措置」に対して、持込み点検の実施により適合している。</p> <p>*3：本施設においては、核物質防護上の要求事項はないが、自主的な核セキュリティ強化の措置として、持込み点検に関連する機器を設置する。</p>

※赤字で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

ウラン濃縮加工施設 設工認申請書	再処理施設 規制ヒアリング資料 (令和3年9月28日規制ヒアリング資料)	補足説明
<p>5. 不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) の防止対策 不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) を防止するため, 情報システムが電気通信回線を通じた妨害破壊行為等を受けることがないように, 電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講ずる。情報システムに対する不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) が行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティに関する計画を定める。</p> <hr/> <p>(注7)</p>	<p>5. 不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) の防止対策 不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) を防止するため, 情報システムが電気通信回線を通じた妨害破壊行為等を受けることがないように, 電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講ずる。情報システムに対する不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) が行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティに関する計画を定める。</p> <p>6. 人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について 人の容易な侵入等を防止するための資機材を MOX 燃料加工施設及び特定廃棄物管理施設と共用する場合は, 共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。(注7)</p>	<p>(注7) 再処理施設, MOX 加工施設は, 人の不法な侵入等の防止に係る設備で共用する設備があるが, 本施設で他施設と共用する設備はないことから記載しない。</p>